

(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

要求水準書

第Ⅱ編 運営業務編

平成 30 年 1 月

四街道市

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 計画主要目	4
第3節 一般事項	6
第4節 運營業務条件	11
第2章 運営体制	13
第1節 業務実施体制	13
第2節 有資格者の配置	13
第3節 連絡体制	14
第3章 受付業務	15
第1節 受付・計量業務	15
第4章 運転管理業務	17
第1節 本施設の運転管理	17
第2節 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る運転管理業務	17
第3節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務	19
第5章 維持管理業務	22
第1節 本施設の維持管理業務	22
第2節 保守管理	22
第3節 修繕工事	24
第4節 清掃	25
第5節 維持管理マニュアル	26
第6節 精密機能検査	26
第7節 長寿命化計画の作成及び実施	26
第6章 環境管理業務	27
第1節 本施設の測定管理業務	27
第2節 測定管理マニュアル	27
第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応	29
第7章 防災管理業務	32
第1節 本施設の防災管理業務	32
第2節 二次災害の防止	32
第3節 緊急対応マニュアルの作成	32
第4節 自主防災組織の整備	32
第5節 防災訓練の実施	32
第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	32
第7節 事故報告書の作成	33

第 8 章 保安・清掃業務	34
第 1 節 本施設の関連業務	34
第 2 節 植栽管理	34
第 3 節 清掃業務（本施設以外）	34
第 4 節 施設警備・防犯	34
第 9 章 住民等対応業務	34
第 1 節 見学者対応	34
第 2 節 周辺住民対応	35
第 10 章 情報管理業務	36
第 1 節 本施設の情報管理業務	36
第 2 節 運営体制	36
第 3 節 運営マニュアル	36
第 4 節 運転	36
第 5 節 保守管理	37
第 6 節 補修工事	37
第 7 節 更新工事	37
第 8 節 保全工事	37
第 9 節 作業環境管理	37
第 10 節 清掃実施	38
第 11 節 測定管理	38
第 12 節 施設情報管理	38
第 13 節 業務完了報告	38
第 14 節 その他管理記録報告	39

用語の定義

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業要求水準書 (第Ⅱ編 運営業務編) で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本市	四街道市をいう。
2	本事業	(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。
3	本施設	本事業において設計・建設され、運営される四街道市次期ごみ処理施設をいい、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟、ストックヤード棟のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
4	エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、粗大ごみ(可燃性のもの)、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残さ、民間委託処理において発生する可燃残さ、及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。
5	マテリアルリサイクル推進施設	本施設を構成する施設のうち、粗大ごみ(不燃性のもの)、プラスチック・ビニール類、有害ごみ、資源物(廃食油、ペットボトル)を処理対象物として破砕、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。
6	ストーカ式焼却方式	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる装置をいう。ここにいう火格子は、揺動式、階段式、逆動式及び回転式に限る。
7	工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設の工場棟及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟を総称していう。
8	プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備を含む。)を総称していう。
9	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
10	大規模改修	施設全体を対象に経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を回復させるために設備や機器の更新等を実施することをいう。
11	DBO方式	Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
12	事業者	本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
13	建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
14	運営事業者	本施設の運営業務を担当する特別目的会社をいう。

No.	用語	定義
15	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。
16	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
17	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう
18	設計・建設工事 請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
19	運 営 業 務 委 託 契 約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
20	設 計 ・ 建 設 業 務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
21	運營業務	本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。
22	要求水準書設 計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
23	要求水準書運 營業務編	本事業における運營業務に係る要求水準書をいう。
24	要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書 運營業務編を総称していう。
25	搬入道路	本施設へのごみ搬入車両及び搬出車両等が搬入出に使用する道路であり、当初、国道 51 号からの出入となるが、将来実施される道路整備後には、市道吉岡 4 号線からの出入を可能とする事業実施区域へ接続する道路をいう。
26	構内道路	事業実施区域内の車両が通行する道路をいう。
27	処理不適物	ガスボンベ、消火器等の本市では収集しないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
28	委託収集車	本市が一般廃棄物（本施設の受け入れ対象物に限る）の収集運搬を委託している業者の収集車両をいう。
29	許可業者	本市が一般廃棄物収集運搬業を許可した業者で一般廃棄物（本施設の受入対象物に限る）を本施設に搬入する者をいう。
30	直接搬入者	本施設に粗大ごみ等を直接持ち込む市民をいう。
31	搬入車両	本施設に搬入される収集運搬車両を総称していう。
32	既存施設	四街道市クリーンセンターをいう。

第1章 総則

(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業 第Ⅱ編 運営業務編 要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、四街道市(以下「本市」という。)が発注する「(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業」(以下「本事業」という。)の運営業務に適用する。

第1節 事業概要

1. 一般事項

本市では、市内から発生する可燃ごみ等の焼却処理及び粗大ごみやプラスチック・ビニール類等の処理を四街道市クリーンセンター(平成4年3月竣工)で行ってきた。しかし、既存施設は稼働開始から25年以上が経過し老朽化が著しく、様々な財政負担を考慮すると早急に次期ごみ処理施設の整備が必要な状況である。

こうした状況を踏まえて、本市は新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を中心とした四街道市次期ごみ処理施設(以下「本施設」という。)を整備することを決定した。

また、本市は、ごみ処理施設の整備について検討を進め、本施設の施設整備の基本方針を次のように定めている。したがって、本施設の運営業務実施に当たっては、基本方針を遵守して行うこととする。

四街道市次期ごみ処理施設整備に係る基本方針

基本方針1 ごみの適正処理、安定処理が可能な施設

- ・ 日常のごみ処理の継続性は極めて重要であることから、安定的なごみ処理プロセスとします。
- ・ 水害や地震で生じる災害廃棄物の搬入を考慮し、防災機能を持たせた施設とします。

基本方針2 適切な生活環境保全対策を講じた施設

- ・ 適切な公害防止基準を設定し遵守することにより、生活環境の保全を図ります。
- ・ 施設整備後もモニタリング結果等の情報公開を実施します。

基本方針3 省エネルギーと循環型社会構築に資する施設

- ・ 省エネルギーに資する設計・施工内容とするとともに、処理に伴って発生したエネルギーの有効利用を図ります。
- ・ 焼却灰の資源化を検討し、その他の処理残渣についても可能な限り減量化を行う施設とします。
- ・ 資源回収およびエネルギーの供給施設として地域の資源循環システムを担う施設とします。

基本方針4 経済的かつ長期的な使用を念頭においた施設

- ・ ライフサイクルコストの低減に資する施設とします。
- ・ 長寿命化計画（年度の整備・修繕計画）を策定し長期間の利活用ができる施設とします。
- ・ 各種交付金や制度の活用により、本市の財政に寄与した施設とします。

2. 基本事項

1) 事業名

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

2) 施設規模

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設	80t/24h (40t/24h×2 炉)
(2) マテリアルリサイクル推進施設	
①粗大ごみ処理施設	3.9t/5h×1 系列
②プラスチック処理施設	8.1t/5h×1 系列
③ストックヤード	廃食油 0.08t/日
	有害ごみ 0.22t/日
	ペットボトル 1.82t/日 (約95m ³)

3) 建設場所

千葉県四街道市吉岡677番1他

4) 敷地

第I編「第1章 第1節 2. 基本事項 4) 敷地」参照

3. 運営事業者の事業範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 防災管理業務
- 7) 保安・清掃業務
- 8) 住民等対応業務
- 9) 上記に付帯する関連する業務

4. 運営期間

本事業における運営業務期間は、平成33年10月1日から平成53年9月30日までの20年間とする。ただし、運営事業者は本市が本施設を約35年間に亘って使用することを前提として運営業務を行うこと。

第2節 計画主要目

1. 計画年間処理量

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

第I編「第1章 第2節 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設 1) 処理能力」参照

2) マテリアルリサイクル推進施設

第I編「第1章 第2節 2. マテリアルリサイクル推進施設 1) 処理能力」参照

2. 計画ごみ質

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

第I編「第1章 第2節 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設 2) 計画ごみ質」参照

2) マテリアルリサイクル推進施設

第I編「第1章 第2節 2. マテリアルリサイクル推進施設 2) 計画ごみ質」参照

3. ごみの搬入出

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

第I編「第1章 第2節 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設 3) ごみの搬入出」参照

2) マテリアルリサイクル推進施設

第I編「第1章 第2節 2. マテリアルリサイクル推進施設 3) ごみの搬入出」参照

4. 余熱利用計画

第I編「第1章 第2節 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設 5) 余熱利用計画」参照

5. 公害防止基準

第I編「第1章 第3節 環境保全に係る計画主要目」参照

6. 処理生成物の基準

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

第I編「第1章 第2節 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設 7) 処理生成物の基準」参照

2) マテリアルリサイクル推進施設

第I編「第1章 第2節 2. マテリアルリサイクル推進施設 5) 処理条件」参照

7. 居室における空気環境の基準

居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき以下の表 1-1 に示す基準とする。

表 1-1 居室における空気環境基準

項 目		基準値
居室環境	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
	一酸化炭素	10ppm以下
	二酸化炭素	1,000ppm以下
	温度	①17℃以上28℃以下 ②居室における温度を外 気の温度より低くする場 合は、その差を著しくし ないこと。
	相対湿度	40%以上70%以下
	気流	0.5m/秒以下
	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下

8. 敷地周辺設備

第I編「第1章 第1節 5. 立地条件 4) 敷地周辺設備」参照

9. 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1-2 関係法令等例示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	○ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)
○再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)	○事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)
○廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成10年生衛発第1572号)	○ごみ処理施設整備の計画・設計要領2016改訂版(社団法人全国都市清掃会議)
○ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)	○電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(資源エネルギー庁)
○ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	○高圧系統業務指針(系統アクセス編)など東京電力株式会社が定める規定
○環境基本法(平成5年法律第91号)	○高調波抑制対策技術指針(平成7年10月社団法人日本電気協会)
○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	○日本工業規格
○悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	○電気学会電気規格調査会標準規格
○騒音規制法(昭和43年法律第98号)	○日本電機工業会規格
○振動規制法(昭和51年法律第64号)	○日本電線工業会規格
○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	○日本電気技術規格委員会規格
○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	○日本照明器具工業会規格
○水道法(昭和32年法律第177号)	○公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
○下水道法(昭和33年法律第79号)	○公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
○計量法(平成4年法律第51号)	○機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
○消防法(昭和23年法律第186号)	○電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
○建築基準法(昭和25年法律第201号)	○工場電気設備防爆指針(独立行政法人労働安全衛生総合研究所)
○建築士法(昭和25年法律第202号)	○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国

<ul style="list-style-type: none"> ○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） ○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） ○労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） ○高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号） ○電波法（昭和 25 年法律第 131 号） ○電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ○電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 24 年経済産業省令第 46 号） ○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 100 号） ○河川法（昭和 39 年法律第 167 号） ○砂防法（明治 30 年法律第 29 号） ○景観法（平成 16 年法律第 110 号） ○クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号） 	<ul style="list-style-type: none"> 土交通省大臣官房官庁営繕部） ○官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号） ○建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ○建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ○煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会） ○事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号） ○分散型電源系統連系技術指針（平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会） ○四街道市暴力団排除条例 ○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号） ○その他本業務に関連する法令、規格、基準など
--	---

3. 生活環境影響調査書の遵守

運営事業者は、現在本市が策定中の生活環境影響調査報告書に示されている内容のうち、本事業に係る事項について、本業務期間中遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

また、県の立入検査や調査が入る場合には運営事業者は、誠意を持って協力すること。

7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

8. 本市への報告

- 1) 運営事業者は、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11. 緊急時対応」に基づくこと。

9. 本市の検査等

運営事業者は、本市が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を

実施すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発 0100 号第 1 号平成 26 年 1 月 10 日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本市が定める者の同席を要すること。
- 6) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 7) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- 10) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11. 緊急時対応

- 1) 運営事業者は、自然災害等などによる緊急事態に遭遇した場合においても、本施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段などを取り決めておく B C P（事業

継続計画)を策定すること。また、BCM(事業継続管理)によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。

- 2) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 3) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- 4) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- 5) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 6) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

12. 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生への対応マニュアルを整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- 3) 本施設に設置してあるAEDの維持管理等を定期的実施すること。

13. 災害発生時の協力

- 1) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。
- 2) 災害発生時に、運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給等を行うなど、適切な対応を行うこと。

14. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等

の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得る。

なお、本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。

15. 地域振興

本施設の運営にあたっては、地元住民の雇用促進のほか、本市内の企業等を積極的に活用するとともに物品の調達先についても本市内から積極的に確保することにより地域振興に貢献すること。

16. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第2号平成3年2月5日）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

第4節 運營業務条件

1. 運営

本業務は、次に示す図書の記載順に優先順位が高いものとして行うものとする。

- 1) 運營業務委託契約書
- 2) 入札説明書の質問に対する回答書及び対面的対話の回答書
- 3) 本要求水準書及び本要求水準書添付資料（設計・建設業務編含む）
- 4) 事業提案書
- 5) その他本市の指示するもの

2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

上記 2. 3. の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- 1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- 3) 内外装の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後5年以内に大規模改修が必要ない状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 事業期間終了時に、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市へ報告すること。
- 6) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- 7) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、平成48年度（運営開始後15年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本市と協議を開始すること。また、本業務終了時において、本施設が35年間の使用が可能であることと引渡し後5年以内に大規模改修を要しない説明書類を提出し本市の承諾をえること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、受付業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安・清掃業務、住民対応業務及び情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。
- 4) 運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却残渣、飛灰処理物を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、本事業の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総合的な責任を担う者）として、以下のすべての要件を満たす者を運営開始後2年間以上配置すること。
 - ①廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設及び破碎・リサイクル施設）の資格を有する者
 - ②連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が80t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場統括責任者としての経験を有する者
- 2) 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格及び連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が80t/日以上かつ2炉構成の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設）の資格及びマテリアルリサイクル推進施設の1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- 4) マテリアルリサイクル推進施設の運転責任者に限り、現場統括責任者との兼任ができるものとする。この場合、兼任者は、現場統括責任者とマテリアルリサイクル推進施設の運転責任者の両者に求める資格及び経験を有する者とする。また、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者と現場統括責任者、またエネルギー回収型廃棄

物処理施設の運転責任者とマテリアルリサイクル推進施設の運転責任者の兼任は不可とする。

- 5) 運営事業者は、設計・建設時に必要となる電気主任技術者やボイラー・タービン主任技術者等の有資格者を必要となる時期に配置すること。
- 6) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 7) 運営事業者は、試運転時から必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設、破碎・リサイクル施設)	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーンデリック運転士	クレーンデリックの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	発電用ボイラー、蒸気タービンなどの工事、維持、運用に係る保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第3章 受付業務

第1節 受付・計量業務

1. 受付管理

- 1) 搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- 2) 計量室においてプラットホーム入口付近の I T V からプラットホーム内の混雑状況を判断し、信号機にて車両の搬入タイミングを調整すること。
- 3) 委託収集車に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行すること。
- 4) 直接搬入されるごみの種類は、「四街道市ごみの分別ガイドブック」(平成 29 年 4 月 1 日改訂)に記載されている粗大ごみ (P 6 粗大ごみ収集運搬手数料及び P 8 番外編の家電のリサイクル対象品目等含む)、犬猫等の小動物等であるが、可燃ごみ等を混載で搬入されるので混載ごみの受付も行なうこと。
- 5) 直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。
- 6) 運営事業者は、必要に応じて混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるように受付を実施すること。
粗大ごみの電話受付を行うこと。また、電話受付後、本市が指定する連絡先(委託業者)へ連絡を入れ記録し管理すること。

2. 計量データの管理

受入・処理対象物、焼却残渣、飛灰処理物、金属類、有害ごみ、プラスチック類、ペットボトルなどの計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。

3. 案内、指示

搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。

4. ごみ処理手数料の徴収など

- 1) 直接搬入者、許可業者など、ごみ処理手数料の支払いをする者(粗大ごみの引き取りを申込んだ者を除く。)から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。徴収した料金は、本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ引き渡すこと。
- 2) 直接持込みの場合の、家庭系ごみの処理手数料は、1回につき 10kg までごとに 200 円、事業系可燃ごみの手数料は、1回につき 10kg までごとに 300 円としている。手数料については、ごみ種等により異なることから、これらの精算が可能な受付計量業務を行うこと。

- 3) 許可業者のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめて納付書を作成するなど、本市への協力を実施すること。
- 4) 本市が抽出した処理料金の督促対象者に対する本市の督促業務に、督促状を作成するなどの補助業務により協力すること。

5. 受付時間

本施設における電話受付時間は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、日曜日及び祝日を除く、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで、土曜日の午前8時30分から午後0時までとする。

また、本施設における粗大ごみ搬入受付時間は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、日曜日及び祝日を除く、月曜日から金曜日の9時から11時30分、13時から16時まで、土曜日の9時から11時30分までとする。

第4章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

また、本施設は災害廃棄物を受入処理する計画としていることから、災害廃棄物を処理する際は、年間320日稼動が可能なようにすること。

第2節 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る運転管理業務

1. 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラットホームへと進入してきた直接搬入車を直接搬入者荷下ろしヤードへ誘導すること。
- 3) 運営事業者は、直接搬入者の処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 4) 直接搬入の中には古紙、ダンボール等の資源物を混載で持込場合が多くあるので資源物については選別し資源化すること。
- 5) 直接搬入者が特定家庭用機器再商品化法の対象機器、タイヤ等を持ち込んだ際は、一般廃棄物と分別し屋外に設置予定のコンテナに搬送し保管すること。
- 6) 運営事業者は、本市が実施する展開検査（2 t又は4 tパッカー車等の内容物の検査）に協力すること。なお、展開検査は、許可業者及び事業系一般廃棄物搬入車（多量排出事業者）を対象に実施する予定としている。
- 7) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本市と協議し決定すること。
- 8) 運営事業者は、搬入車両や直接搬入者の安全に留意して、直接搬入者荷下ろしヤードに一時貯留された粗大ごみ、ビニール・プラスチック類等をマテリアルリサイクル推進施設の受入ヤード又はストックヤードへ搬送すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

- 3) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転については、エネルギーの回収向上に努める運転とし、定格運転時におけるエネルギー回収率 10%を確保すること。

3. 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

4. 用役の管理

- 1) 運営事業者は、運営に必要な光熱水費、薬品等の用役費を負担し、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。

5. 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

- 1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

7. 処理生成物の搬出

- 1) 処理生成物は本市が処理する。運営事業者は本市が処理生成物を搬出する際の、車両への処理生成物の積み込み、計量等の作業を実施すること。また、処理生成物の搬出について必要な協力を行うこと。
- 2) 処理生成物の搬出は、週 2 回程度を想定しているが、処理生成物の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議して決定すること。

8. 性能試験の実施

運営事業者は、第I編「第1章 第7節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

9. その他

本施設に県の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言等、誠意を持って協力すること。

第3節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務

1. 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 直接搬入者は原則粗大ごみを持ち込むが可燃ごみ、古紙等の資源物を混載で持ち込む場合が多くあるので搬入管理にあたっては留意すること。
- 3) 直接搬入物の中には古紙、ダンボール等の資源物を混載で持込場合が多くあるので資源物については選別し資源化を図ること。
- 4) 直接搬入者が特定家庭用機器再商品化法の対象機器、タイヤ等を持ち込んだ際は、一般廃棄物と分別し屋外に設置予定のコンテナに搬送し保管すること。
- 5) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に定められる小型電子機器の保管スペース（フレキシブルコンテナ2袋分）を確保し管理すること。
- 6) 運営事業者は、本市が定期的実施する展開検査（パッカー車等の内容物の検査）に協力すること。
- 7) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本市と協議し決定すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準、選別基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3. 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。

- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

4. 用役の管理

運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
なお、運営に必要な光熱水費、薬品等の用役費は運営事業者の負担とする。

5. 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

7. 資源化物の取り扱い

運営事業者は、粗大ごみから分別される破砕鉄・破砕アルミ、プラスチック類の成形品及び有害物、ペットボトル等のストックヤード貯留品目について、引取業者に引き渡すまでの間、適正に管理、保管すること。

また運営事業者は、資源化物を本市の指定する引取業者へ引き渡すものとし、その際には引取者と協議し計量及び積込についても行うこと。

8. 性能試験の実施

運営事業者は、第I編「第1章 第7節 1. 引渡性能試験」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

9. その他

- 1) 本施設に県の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言等、誠意を持って協力すること。
- 2) 本市が実施するごみゼロ運動（1回/年）で回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行なうこと。
- 3) 不法投棄ごみ用の4 t 車用コンテナ2台、鉄くず等を受入保管する4 t 車用コンテナ8台の設置コンテナ場所を確保すること。

第5章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

なお、維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 5-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 5-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条 報告、検査等	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査等	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
蒸気タービン	電気事業法施行規則	第 94 条の 2	運転開始日又は定期事業点検終了から 4 年を越えない時期
計量機	計量法	第 21 条 定期検査の実施時期等	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法施工規則	第 50 条第 3 項第三号	保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し本市へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、表 5-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- ② 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ③ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ④ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- ⑤ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 5-2 補修工事の分類 (参考)

作業区分		概要	設備・機器 (例)
補修工事	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・ 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ・ 保全部材の調達が容易なもの。 	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類

※プラント、建築設備の例

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事実施の報告

- ①運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ②運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- ①運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ②運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ③保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- ④更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施の報告

- ①運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ②運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間をとおして本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等

第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、市が行う精密機能検査に協力すること。
- 2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、機能検査を実施すること。
- 3) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

第6章 環境管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

また、測定した記録については、公表する計画であるので公表データの作成、データの提供など本市が行う公表作業に協力すること。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。既存施設における放射性物質濃度測定実績データは、要求水準書添付資料-8 「放射性物質測定結果」を参照のこと。なお、作成にあたっては表 6-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表 6-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

表 6-1 業務期間中の測定項目

区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀	4回/年	各炉 (1回当たり2検体以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	4回/年	各炉 (1回当たり1検体以上)
ごみ質 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	4回/年	
焼却主灰	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	
	熱灼減量	1回/月	
	放射性ヨウ素 (^{131}I)	1回/月	
	放射性セシウム (^{134}Cs 、 ^{137}Cs)	1回/月	
飛灰処理物	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	
	放射性ヨウ素 (^{131}I)	1回/月	
	放射性セシウム (^{134}Cs 、 ^{137}Cs)	1回/月	
鉄 類	粗大ごみを破碎・選別後の純度	4回/年	
アルミ類		4回/年	
大 気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒 音	騒音	1回/年	4地点
振 動	振動	1回/年	4地点
悪 臭	臭気指数	1回/年	4地点、脱臭装置排出口
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度		
居室環境	浮遊粉じん	1回/2か月	
	一酸化炭素		
	二酸化炭素		
	温度		
	相対湿度		
	気流		
	ホルムアルデヒドの量		
周辺環境(土壌)	ダイオキシン類濃度	1回/年	2地点
放射線測定	空間線量率	1回/月	敷地境界4地点 雨水調整池1地点

第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

①要監視基準は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、連続計測のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物とし、運営事業者の提案により設定する基準値とする。

②停止基準は、本施設からの排ガスに関する連続計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物とバッチ計測項目のダイオキシン類、水銀及び敷地境界における騒音、振動、悪臭とする。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、生活環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。

3) 要監視基準及び停止基準及び判定方法

要監視基準及び停止基準の判定方法については、表 6-2 に示すとおりとする。なお、排ガスに関する要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 6-2 排ガス等の要監視基準及び停止基準等

区分	項目	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法及び措置
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	1 時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を超えた場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行なうこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		20	
	塩化水素 [ppm]	[]		20	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準値を超えた場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行なうこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。
	水銀 [μg/m ³ N]		—	30	環境省の指定する方法による。基準値を超えた場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行なうこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。
騒音	朝		—	55	敷地境界における基準値を超えた場合は、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行なうこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。
	昼		—	60	
	夕		—	55	
	夜		—	50	
振動	昼		—	60	
	夜		—	55	
悪臭	特定悪臭物資			22 物質	悪臭は、要求水準書（設計・建設業務編）第 1 章 第 3 節 環境保全にかかわる計画主要目に示す基準とする。敷地境界における基準値を超えた場合は、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行なうこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。
	臭気濃度			10	
	臭気指数			2	

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2. 要監視基準値を超えた場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超えた場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を超えた原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 停止基準値を超えた場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超えた場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の策定（本市による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（本市による確認）
- (7) 本施設の使用再開

第7章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。また、本市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との関係を図るなど協力を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

1) 運営事業者は、以下に示す什器備品等を備蓄するとともに備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。なお、詳細については本市と協議し、決定すること。

ア 水（2L ペットボトル）	940 本（2.5L/日・人で換算）
イ 非常食	250 人分×3 食分×3 日分
ウ 毛布	250 人×2 枚
エ 幼児用紙おむつ	8 名分×3 日分
オ 大人用紙おむつ	10 名分×3 日分

カ 離乳食	8名分×3日分
キ レディースセット	50個
ク 卓上電気調理器（調乳、簡単な調理等での利用）	2台
ケ 発電式懐中電灯	20個

- 2) 災害発生時には、備品等の搬出等について本市の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については本市と協議し、決定すること。

第7節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第8章 保安・清掃業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 清掃業務（本施設以外）

運営事業者は、運営期間をとおして事業実施区域内（本施設の清掃は維持管理業務を含む）を清掃し清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

第4節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、警備設備を設置のうえ場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第9章 住民等対応業務

第1節 見学者対応

- 1) 見学者の受付は本市が行う。
- 2) 見学者への説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については本市が対応するので、運営事業者は本市に協力すること。
- 3) リサイクル品展示コーナー及び展示・学習コーナーの運営は、運営事業者にて行うこと。
- 4) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 5) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 6) 見学者説明用パンフレットを作成し必要部数を確保すること。また、必要に応じ更新し必要部数を作成すること。なお、追加印刷が必要となった場合は、印刷を実施すること。ただし、詳細については本市と協議し決定すること。
- 7) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

表 9-1 見学者受入人数実績

施設名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
既存施設	761 人	741 人	728 人	779 人

備考：既存施設では、地元の小学校 4 年生の見学を受け入れている。

第 2 節 周辺住民対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 運営事業者は、本市が行う周辺の住民との協議に対して、本市の要請に基づき協力すること。
- 3) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 4) 運営事業者は、周辺農地等への影響がないように配慮すること。
- 5) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議の上対応すること。
- 6) 周辺住民等を含む本施設の運営協議会から本施設の運営に関して求められた事項については、報告書等の資料を作成の上、同協議会に出席し説明を行うこと。

第10章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- 1) 安全衛生管理体制
- 2) 防災管理体制
- 3) 連絡体制
- 4) 施設警備・防犯体制
- 5) 運転管理体制
- 6) 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、本市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記1)～5)のマニュアルに関する内容も含めること。

- 1) 運転管理マニュアル
- 2) 維持管理マニュアル
- 3) 測定管理実施マニュアル
- 4) 緊急対応マニュアル
- 5) その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。

- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 清掃実施

- 1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表 5-1～表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第12節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第13節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第12節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

第14節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は受託者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。